

第十回 参議院文部・地方行政連合委員会 會議録第一号

昭和二十六年二月十三日(火曜日)午前十一時三十一分開会

委員氏名

文部委員

委員長 堀越 儀郎君
委員 金助君 理事 成瀬 幡治君
理事 若木 勝藏君 理事 木内キヤウ君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君
委員 末治君 理事 吉川末次郎君
理事 竹中 七郎君
理事 幸作君 岩澤 忠恭君
石村 幸作君 安井 謙君
高橋進太郎君 相馬 助治君
小笠原三三男君 西郷吉之助君
中田 吉雄君 岩木 哲夫君
鈴木 直人君
石川 清一君

本日の会議に付した事件
○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○堀越儀郎君委員長席に着く
○委員長堀越儀郎君) それではこれより文部委員会に提案になつております教育公務員特例法の一部を改正する法律案について文部・地方行政連合委員会を開会いたします。

通告順によつて質問を許可いたします。

○相馬助治君 私はこの際文部大臣に逐次五つの点について質問するので、先ず第一に、地方公務員法の成立に伴つて教育公務員特例法の一部を当然改正しなければならん状況に立至ることは私も認めるのであります。が、この機会を利用して、教育公務員特例法をして、より反動的な方向にこれを改悪せんとするのではないかとと思われる点が二、三あることを遺憾としておるものであります。そこで私は第一点としてお尋ねしたいと思ひます。それは、地方公務員法が本日より実施されることに相成つております。ところがこの特例法は本日までに通過成立しておりません。従ひましてこれは一体どういふことになるのであらうかということを我々は考へるのであります。地方公務員法が施行されたにもかかわらず、教育公務員特例法の一部が改正されない今日、如何なる實際的不便があるのかどうか。この点について先ず質問をいたします。

○國務大臣(天野貞祐君) これは今日までにすでに成立するようにこちらでは早く提案しておつたのですけれども、いろ／＼都合からして成立しなかつたということです。私は遺憾としておるところです。どういふ点に不利があるかという点につきましては、政府委員に答弁させます。

○政府委員(相良惟一君) 本日より地方公務員法が施行されますと、それに基きまして地方公務員の給与であるとか、或いは勤務条件、或いは職員団休等に関する條例が制定されれることに相成りますので、その中に、その條例は当然地方公務員であるところの公立学校の教員をもこの條例で規律されることに相成りますので、一日も速かに教育公務員特例法の改正案が制定される必要があるとなつて来るわけでございます。

○相馬助治君 相良君にお尋ねします。私が聞いておるのは、そういう希望の意見は大臣の答弁でわかつておるのです。一体私はこれを数から棒にこいうことを言つておるのではなくて、地方公務員法の制定に當つて私は声を大にして、述べたことは、これに伴うところの教育公務員の特殊性に鑑みて、これに連関する法律を連繫して我がの議案に供さなかつたならば、これは恐るべき結果を来すことがある。と思ふが、これに対して一体文部大臣は責任を負えるのかというのを私は先の国会において質問をしておる。で、さう言つておるが、もう御覽の通りです。私の杞憂したことが杞憂でなくなつておる。そこで私が相良君にお聞きしたいと思ふことは、地方自治体で給與その他についていろ／＼な條例を出して、そうしてこの際に地方公務員であるところの教員の一体取扱いについてどうするのだからというやうな、このデリケートな問題が起る危険性なしと思ふ。従ひましてそういう場合を政府は予想するかどうかとい

うことを相良君に聞きます。そういう場合を予想するとしたならば、そういう事態が起きたときにはその責任は、どういふ方法で救済するのであるか。この二点について伺ひたいいたします。

○政府委員(相良惟一君) 只今申しました通り、地方公務員法実施に伴ひましてその條例が制定されまゝと、その中で公立学校の先生も適用されましてその條例の適用を受けると、多少不利になる点がございまして、それなればこそ一日も速かにこの教育公務員特例法の改正が実現することが必要となつて来るわけでございます。勿論今日から地方公務員法が実施されますので、直ちに條例が制定されるというところが予想されますが、この教育公務員特例法の改正案が成立いたしましたら、教員に關してはその條例から外すといふやうな措置をとつてもらいたいと考えております。

○相馬助治君 それは文部省側の意見だけであつて、私は嚴密の意味で、法的な観点からこれをお聞きしておる。具体的問題としては、本日から地方公務員法が実施されたからと申しまして、明日にも地方議會が開かれて條例ができやうなやうなことは私は考へてもないのです。いらないのですが、我々立法府に列なる者としては、首尾一貫した仕事をしなければならぬ。そういう立場ではお聞きしたいことは、誠に遺憾であるといふくらゐなことをおつしやる筋ではないと、こう思ふ。私も責任だけを追及しておるとい

うことでなくて、そういうことを私も速記に残して置きたいといふことは、紛争といふやうなものには予測しないところに発するわけなんです。従ひまして私は多少不利になる。多少不利になるというその具体的事項は何とかといふことを先ずお尋ねしておる。そしてその不利になるやうなことが現実の問題としてあとで表面化した場合には、文部省としてはどういふふうにするつもりなんですか。こういうことを尋ねておるのです。その後段の問題については、頼んで、地方自治体に頭を下げてやつて、我々のほうでこういう法律を作らなければならなくなつたから、誠に工合が悪いからそれは外してくれと言へば、それはうんと言ふかも知れないが、それは満足すべき答弁ではないが、よしとして、多少不利になるというのをどういふやうに具体的にお考へであるか。それをお尋ねしておるのです。

○政府委員(相良惟一君) 不利益になるといふ一つの实例を申し上げますと、御承知の通り公立学校の先生の給與は、今のところ都道府県負担となつております。然るに公立学校教員の給與に關する事項が市町村の條例で定められるといふことに地方公務員法によりなすとなつておりますので、さうになりますと不利の点も生じて来るわけでございます。で、先ほど申します通り、本来これは地方公務員法の制定と同時に改正をすべかりであつたので

でございますので、私ども事務的にもさ
ような準備を進めて、昨年地方公務員
法案が国会に提出されると同時に、教
育公務員特例法の改正案も国会に提出
し、御審議願いたいと存じておりまし
たが、関係方面その他のいろいろの事
項がございまして、この休会明けの第
十国会までになつてしまつたというわ
けでございます。この点につきまして
甚だ私どももいたしまして遺憾に存じ
ております次第でございます。

○相馬治君 その一番あとでおつし
やつたことが私どもには大切なんで
す。こういうことを我々は心配したか
ら言葉を極めて地方公務員法のときに
これに連関した一連の法律を出してく
れ、出さないと言つたのではなくて
出して下さいと、こういうふうにお願
いもし、且つ又あまり文部省のほうで
ばつとしないから要求した。こういう
経緯に鑑みましてこれだけのことを私
はどうしても聞いて置きたいし、文部
省の意見をこの際率直にお願いした
い、こういうふうに聞いたのでありま
して、それは大臣も同感であることと
思いますから、大臣如何お考えですか
という野暮つたい質問はしません。そ
こで具体的な問題についてお聞きして
参りたいと思うのですが、今度の改正
案によりますと、第五條についての
問題でございますが、審査手続を著
しく簡易にしているように見受けられ
るのです。併しこのことは文部省側の
意見を聞きまして、大学の自治を尊重
するという理由で公開による口頭審査
を削除すると、こう申しておりますが、
大学教員の身分保障の精神を著しく薄
弱にしておるのであつて、どうにも適

当でない、こういうふうにするので
す。従いまして私はこの際お聞きした
いということは、どうしてこのような
改正案を出さなければならぬのか、
その具体的な理由を示して、この際納
得の行くように大臣から一つお示しを
願いたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) この法律そ
のものが、大学が任命権者に対して一
つの自由を持つておるとする点にこの
五條の精神が私はあると思う。ところが
が実際大学がそれをやつて見ると、今
度の法律でも、大学がやりたければや
つていいのです。けれどもそれをやら
なければならぬということにして置く
と、事実それができない、実際問題と
して例えば東京大学であつても、或い
は神戸大学でさえもこの事実はできな
いのです。まして法学部などのないほ
かの大学で、これをやれと言つたつて
やれないのです、事実において。そう
いうことのために私どもはこれを簡単
にすることが、大学の使命を達成する
ゆえんだと、こう思つておるのです。
附け加えて申しますと、私は大学の最
も重要なことは、学問研究ということ
にあると思うのです。ところが大学の
主な人たちが、評議員というような主
な人たちが、こういう複雑なことに幾
月も引張られ、現に東京大学は六カ
月くらいかかつておる。而も何も進行
しないというようなことをしておつた
のでは大学の使命を達成できない。だ
からこれはもつと簡単にして大学の自
由に任せたほうがいい。必らずやらな
ければならぬというのではない。自由
に任せたほうがそれはいい。何も当人
の人權を否定するわけでも何でもな
い。当人は人事院に提訴するといふ普

通の方法で以てやればいいのであつ
て、この法律自体は、大学を主体とし
て考へた法律で、そこに精神があると
私は思つておる。

○相馬治君 本問題について大臣に
なお意見を申し上げたいのですが、そ
の前に予備的に相良政府委員に二、三
の点を質問して置きたいと思ひます。先
ず改正案によりますと、口頭又は書面
で陳述せしめると、こうありまするが、
不利益処分は口頭の陳述を認めない
ような場合が生じまするかどうか。
即ち大学側の、管理者側の意思によつ
て口頭又は書面で陳述せしめるといふ
のだから、これは書面を出さないとい
ふ口頭の申出は聞きません、こういう場
合があり得ることを、これは意味し
ているかどうか、これをお尋ねした
い。

○政府委員(稲田清助君) この第五條
三項の趣旨といたしますところは、
大学管理機関が審査に当りまして、そ
の審査の適正を期するという意味合い
において本人の陳述を聞くわけであり
ます。従いまして大学管理機関にお
いて、本人の書面陳述がなお事實を把握
するのに不便であると考へますれば、
勿論口頭陳述を求めようし、或い
は又逆に口頭陳述のみを以て不十分と
考へれば書面陳述を求める。要するに
大学管理機関の審査が適正になります
ように、大学管理機関において本人
からそうした資料の提供を求める、こ
ういふ趣旨でございます。

○相馬治君 只今政府委員の説明す
るようなことは私もわかりますし、
さよう了解してゐるのです。併しこ
ういふ法律が出て、それが実際に適用さ
れるときになりますといふと、あな

たたちの善意は必ずしも下部に徹底し
ない場合が多いことを、私は歴史的事
実として知つてゐるわけでありませう。
それでこの法律案を率直に読みますと
そうなるのです。今の政府委員の説明
のようになるのです。ところが又これ
を意図して読んだ場合には、「口頭又は
書面で陳述する機会を與えなければなら
ない」とあるから、どうもこの場合
としては書面でも出してもらいたい、
と、本人は、おれは口頭でそれを言
たい、口頭では困るからこれを書面で
出してもらいたい。こういう強制権が
あると解釈しても、全然それは間違
であると思ふ。従つて私は尋ねるので
ありまするが、もう一度これについて
稲田政府委員の説明を求めます。

○政府委員(稲田清助君) 或いは前に
申上げたことを繰返すことになりまし
ては恐縮でございますけれども、とに
かくこの第五條の設けられました趣旨
は、先ほど大臣が申述べられましたよ
うに、大学がそれ自体、任命権者に対
しまして大学の人事を保護する立場に
立つての規定でございますので、大
学管理機関がその趣旨においてこの審
査を行います以上、大学の權威にお
いて十分この審査というものの適正を
期するといふことは、当然だろうと思
うのであります。本人の陳述を求めな
ければ事實が把握できないにもかかわ
らず、この大学管理機関が、その際に
おいて單に簡単な書面だけで審査を始
めるというふうな事柄は、大学管理機
関の性質そのものから考へてあり得な
いことだろうと考へます。

○相馬治君 仮にあなただけの意見が正
しいといはしますならば、文部大臣

の意見と極めて食い違ひを來だす。即
ち現行法によりますれば、真に大学に
おいて学問の自由を守り、大学の機能
を円滑に發揮するためには、誠に現行
法では困つてゐる、それはなぜかとい
うと、大学の教授その者の身分保障が
強いからであるといふことを大臣は申
されてゐる。それであなたの解釈した
ような場合は、何でもないとこの法律
の解釈なのです。この法律が活きて
きには、その教授が極めてうるさいと
思つたら、お前は書面でも出せ、書類
を出せ、こういう選択権があると、大学
はきつと強調すると思ふ。そういう危
険性がある。従いましてこの問題につ
きましては政府委員の説明を以ては了
といたしませんので、さうなことは
絶対ないと大臣が言い切れるかどう
か。又それはこの問題については、か
く考へるといふふうな御意見がありま
しょうか。これをお聞きしたいので
す。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はすべて
これは大学の自治を尊重するといふこ
と、大学が自己を主張するといふこと
から出てゐる法律案なんだから、大学
は自分でそれをきめたいと思ひます。
です。さう考へております。

○相馬治君 天野文部大臣のおつし
やる通りなんです。天野文部大臣のお
つしやる通りであるから私は心配して
ゐる。いわゆる大学の自主的な意見に
よつてきめればいい。その通りであり
ます。この法律はさういふふうにか
いてある。稲田さんの説明のほうに聞
つておる。これは大学の意思によつ
て、書面だけでお前は陳述しろといふ
ことがあり得るのです。だから私は
心配して、さういふことはあるのか

いのか、あつた場合にはどうするのだと、こういうふうにお尋ねしておるのです。稲田さんの説明を求めます。

○政府委員(稲田清助君) 私、どこが大臣のお話と食い違つてゐるのか、どうも了解したいのでございますが、勿論條文それ自身にございしまするよう

に、審理手続は大学管理機関で定めることになつております。それを勿論否定してゐるではありません。ただ實際問題として、又この審理の性質上大学管理機関がどういふ手続をきめるかということも、又その手続を適用いたしまして実際の審理に当ります場合に

○相馬助治君 それは稲田さんが頭が

良過ぎるからわからないのです。私の聞いたことは非常に簡単なんです。不利な処分は口頭の陳述を認めない場合が生じはしないかということを先ず聞いてゐる。口頭の陳述を認めない場合が生じないかと、こう聞いておる。そうするとあなたは、それは大学が書面で取つたり、口頭で取つたりしな

陳述を認めない場合が生じないかと、こう聞いてゐるのです。これで……。こういう場合はどうだ、ああいう場合はどうだとむずかしく聞いているので

○政府委員(稲田清助君) この字句に即しまして非常に文理的に考えますれば、「又は」という選択的の字句をとつて

○相馬助治君 只今政府委員の御答弁の通りで文部大臣よろしいですか。

○相馬助治君 私それで了解するので

○政府委員(稲田清助君) 只今の点につきまして、こちらが只今お答え申上げましたのは、必要があるにかかわらず、いずれかの形式をとらない場合はなからうと、こう申上げたわけでございます。

○相馬助治君 そうして来ますと、又ぐらゝして参つたのですがね、私はこれはどういふ意味合いでこのことを申しておるか申しますと、如何なる

○政府委員(稲田清助君) 相馬さんの

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

認めない場合が生ずる危険性があると

○政府委員(稲田清助君) 相馬さんの

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

ことだなどとは私は申してゐないので

○政府委員(稲田清助君) 相馬さんの

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

○相馬助治君 敗戦日本にこの人が文

らないのではないか。こういうふうな原則的に我々は考えておるのであります。が、これに關しまして特に政府委員の説明を求めます。

○政府委員(稲田清助君) お話のこと

教育の部面において、あらゆる面において學問研究の自由を守らなければならぬという点につきましては、誠に一言葉の通りでありますけれども、大学における場合と初等、中等の教育關係におきます場合と、そこに質の相違と申しますか、少なくとも相当な程度差があるのではないかと申すにまあ考えます。第五條が設けられておりますことは、先ほど大臣も話されましたように、いわゆる大学の自治を守る意味におきまして、任命権者の処分前提として大学それ自身の審査をまあ設けたわけであります。初等、中等の教育關係におきましては、勿論教育の自由、研究の自由という点もございすけれども、機關としての学校の職能がまあ教育であります。この点は大学が教育と研究と両方を目的とするという点から異なっております。従いまして教員が研究いたしますといたしましても、学校教育に關連する必要の範圍において機關活動としては考えるべきだと思ひます。併し初等教育、中等教育におきましては、御承知のごとく教育は學習指導要領の基準によりますと、或いは教材は検定教科書を用いますと、そこにおのずから一定の基準がございす。又個々の教員の教育活動、研究は、相互一体的な關連において行われる、従いまして学校における教員の教育方針も或いは研究活動も、学校長において統轄するという力が強いことは、これは大学とは違つて

係があるわけであります。又地方教育委員會は、教育委員會法の職能を、與えられた職能によりまして、その地方教育の水準を維持し向上しなければならぬ、つまり教育委員會の教育方針に従ひまして大量な人事を、教育委員會の見地において主動的に行われなければならぬ、これは大学の人事とは本質を全く異にする点だらうと思ひます。そうした場合に、教員の意圖等を一々個人の意思に出發して考えられない。この点では質的の相違が相當あるというふうな考えられます。そういう意味におきまして、勿論地方公務員法の規定によりまして、身分保障の規定、いわゆる処分がありまして場合によっては、更に審査を請求できるのであります。事前におきます審査については、大学管理機關に考えましたような制度は初等教育、中等教育の關係におきましては、適當ではないというふうな考へております。

○相馬治君 大臣、非常に時間的な都合でお忙しらしいと聞いたので、二点だけ伺ひたい、あとは政府委員に質問をいたします。

第一点は、私やはい一番問題であらうと思ふのは、この五條の改正でございます。これは率直に申しまして、一昨年来のいわゆるレッド・パージに關連してこの改正がなされようとした、こういうことは世上疑ひがないところであつて、私もつきりさうに推測いたしました。先ほどの大臣の答弁もそれは明瞭であります。そこで私もがしみんと感じますことは、こういう一時的現象に促されて直ちに法律改正に及ぶということは、法の權威を害うことになりはしないかということ

を考へるのであります。が、これに對しまして大臣の御見解を簡單で結構です。から伺つて置きたい、それが第一点。

第二点は、地方公務員法の成立によりまして、教員組合が任意的な職員組合として再出發することになります。御承知のように教員組合の日本の民主化途上における功績といふものは、実に大きく深いのでございす。又併しそういう大きな変動期でありましたので、絶えず識者に指摘されておりますように、教員組合を持つた結果、おの／＼の角度から論じられるということ、率直に認めるわけでありまして、併し將來やはり真に教育を民主化するがためには、この教員組合の組織といふものを確立し、よりこれを民主化し、そしてこれが真実に教員五十万の大衆の意思を代表するだけでなく、この教育振興の途上にある日本国民の總意をも代表するような立派なものにまでこれを育ててくちやならないと思つております。そこで私の思ひますことは、そして又大臣にこの際お尋ねして置きたいことは、この地方公務員法の成立によりまして、教員組合といふものが各町村ごとに作られ、その連合体のみが県に許されることに相成つて参るのです。ところで、私は一体今までの教員組合の活動の面において、中央にいらつしやるかたは、日本教職員組合だけが大きな功績を築けておることに錯覚しておりますが、そうでなくて、實際のところは各府県にある教員組合といふものが実に大きな仕事並びに大きな、重大な立場を占め

ておるのであります。その例をいたしまして、或る單位県に立派な最も民主的な教員組合のできておる所は、今日においても非常にがっちりとした教育上の体系が成立しておるんです。そこで私思ひますことは、どうしてもこの際各府県にできまする教員組合が、各町村の連合体などというものでなく、各府県に一つの單位組合を作るような法律を、法律の面において明らかにして置く必要がなからうか、こう思ひますので、それらに對する文部大臣の見解を以上二点について承つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 第一点につ

きまして、初めからレッド・パージといふものは私が言つたことと違つて、世間でそういうことを言つたのであつて、私はこれは非常に消極的なものでありまして、實際何かも都合な人を探し出してそれを追放しようとか、誰が赤で誰がシンドバッドと、そういうことを私が言おうという主義でないことは、相馬さんもよく御存じだと思ひます。それが、それでなくて、實際問題として大学が困ることがある、そういう人、少數の人は、これはどうも大学の自治、大学の獨立を維持するために退いてもらふより仕方がない。それならばどういふ方法でやるかということについては二つの方法がある。一つは私がたび／＼説明いたしましたような点であり、第二は普通の國家公務員としての方法がある、その二つによつてそういう場合は退いてもらふより仕方がないと初めから考へておるわけなのです。ところが事實は、私がああいふことを申したためでありましようか、割

合学校の教職員、まあ教授がたでもつばら、非常に自肅されておられて、私の心配したようなことが非常に少いために、今日まで何ももしないのであつて、ああいふことを言つて置いて、今度ここで改正してやろうといふような、そういう下心を持つて何もやつておるわけじゃないのです。その点は一つお考えを頂きたい。ただ私も多年大学におつた者として、大学というやうなものには第五條のこういう規定では到底やれないのである。これは一つ相馬さんが一党一派の立場を離れて、本當に公平に大学といふものを少し研究して見て頂きたいのですが、極く公平な大学の教授、或いはあなたの党派にも大学出身のかたもおられるのですから、そういうかたの御意見を極く公平に聞いて見て頂きたい。私も一個の國務大臣であるから、あなたも一個の國會議員であるから、一党一派の立場を離れて、物事を客觀的に公平に考へて頂きたい。そうすればどうしてもこのままだけは成立たないと思ひます。それから第二の点につきましては、これは相馬さんのおつしやる通り實際この教員組合といふものは私は必要なものであるといふことを、すでに昭和十二年以來述べておるのであります。教員諸君が閉結して行くことはこれはいい。けれども、これは併しあなたも功罪があるとおつしやいました。が、今のままでこれはいいとは言えないと思ひます。なお改むべき点もある。勿論いい点もあります。これはどうか相馬さんなどの御指導によつて、本當に健全な、五十万教職員を本當に代表するように私は教員組合がなることを切望してやみません。それについては今

度の改正ということは、これが本間に組合を差達させるのにむしろいいのではないかと考えてございます。併しこの点につきましては、若し御必要なら詳しいことは一つ政府委員に聞いて頂きたい。要するに、私はこういうことを相馬さんなどに特にお願したいのです。教育というものはどうか一党一派を離れて、本当に客観的立場で以てきめて行きたい。それでないと、本当にこんな敗戦の打撃をこうむつておる国が、本当に立上つて立派な国になつて行けないと思うのです。それには教育が元だということと同じ考えなんです。それから、その一番固を立てて行く元になる教育が、一党一派の考えに左右されるということでは、到底日本の将来は望みがないと言つてもいいと思う。どうか私はこういうような問題に遭遇することについて本当に客観的に、今の問題が大学の問題なら大学の人たちに研究して頂きたい。

それではやるものか、やれないものかというのを研究して頂きたい。私予算委員会に呼ばれておるものですから、大変済みませんけれども……。

○相馬助治君 文部大臣がこの委員会を通じて教育というものについての見解を述べたという意味で、今おつしやつたこと全部私了承しますが、ただその中にある、相馬さんは一党一派の精神を離れてとおつしやることは、これはお取消なさる方が、私は今後の審査を円滑ならしめる途であらうと思うのです。と申しますのは、私は極めて一党一派に促わられていないつもりなんです。現に現われているこの法律、法文、厳格なる……、そういう言葉をそこに附け足すと、ほかのことに連関し

て笑われますが、この法律の文は厳格なる事実だと思ひます。このものをどう解釈するかどうかと、こういう私は客観的な素材についている、述べたので、思ひは大臣と等しうしておるものであつて、一党一派に促われないからこそ私は第五條の精神等についてもいろいろお尋ねして、そうしてはつきりさせたい、こう思つておつたのであります。一党一派に促わられるなどという、そういう説教じみた一句だけは除いて、あとの大臣のお言葉はすべて了承します。

○国務大臣(天野貞祐君) これは相馬委員は国会議員なので、党派に属されておつて、それが何れもどうだということはないのです。ただ比較的教育者はすべて一党一派に促われないということが必要なんです。この問題は一つ客観的に考えて頂きたいという趣意を述べたわけでございます。どうぞ……。

○委員長(堀越儀郎君) 文部大臣の質疑はよろしうございますか。

○岩木哲夫君 文部大臣に關係あるかどうか知れませんが……。

○委員長(堀越儀郎君) 順位が、通告順でありますから……。

○国務大臣(天野貞祐君) 大変残念ですけれども、予算委員会に呼ばれておるものですから……。

○岩木哲夫君 通告順になつておるのですか。

○相馬助治君 岩木さん、都合があるから政府委員に私一応聞いてしまひますから……。

育委員会というものを相手として給與のことやその他いろいろ勤務条件等が交渉されることは、政府委員御承知の通りであります。

ところが地方公務員法によりまして、各町村ごとに教員組合というものを作つて、そうして県は連合体にしなければならぬ、こういうことは逆に申しまゝすと、県の教員組合には個人の加入を認めていない。こういうことでは實際問題として各府県においてこの円満な組合の差達が望まれないと思ひます。これは先に超党派的云々の問題もありませんが、ここにおるかたで民主黨のかたも自由黨のかたも、少くとも教育の實際を知つておる人は、これはとにかく県を単位とした一つのそういう組織を認めてやらなかつたならば、却つて問題は複雑である。こういう見解を我々にも個人的に示されておるのであります。従ひまして文部省としては、この際進んでそのような意味の立法をする用意があるかどうか、こういうことをお尋ねして置きたいと思ひます。

○政府委員(關口隆克君) 只今の御質問につきまして答弁申し上げます。

御承知のように職員団体は当該地方公共団体の職員を以て構成して行くというものが建前になつております。ところで市町村立の学校の先生が、教職員のかたはその市町村の職員であることには間違ひありません。従つて身分が都道府県、或いは市町村に歸屬しておるものでありますから、そのうち市町村のはうの町村立の学校のかたは、原則的にいつて飽くまで身分、規律、財政についての責任の主体は各地方公共団体である、こういう建前になつております。然るところ、現行の

制度におきましては市町村については教育財源は、財政の關係からしまして都道府県が、市町村ではなく都道府県が費用を負担しておるという關係からして、給與及びその勤務条件等について都道府県と交渉すべき内容が相当あるというところは、これは當然認められておるわけでございますが、それはいわば現在の建前からすれば経過的な問題であつて、市町村が市町村の学校を立てて維持して行くというのが建前であるということとは、やはり一方認められなければならぬと思ひます。従つて全部が全部都道府県と交渉すれば足るのではなく、厚生の大部分、或いは社会的な目的、或いは給與の上で財源負担が市町村の負担となつて行つては、やむを得ない市町村立の学校の先生がたは市町村と交渉すべき内容があるというふうに考えられます。従つて先ず第一には、市町村立の学校の先生がたは市町村立の組合を作つて、その市町村当局と交渉をなさるということには必要でもあり、建前上当然でもあるというふうに考えます。

さて、然るに先ほど申し上げましたように、又よく御存じのように都道府県とも交渉すべき重要な事項がございますので、その単位組合が連合をして都道府県と交渉することのできる連合体を構成するという建前、これをとれば都道府県との間の交渉もできまゝし、又市町村との間の交渉も両方できることとありますから、そういう両建をこの際することが可能である。併し市町村の組合が単位になつて、その連合体として都道府県と交渉されることでさしたる支障もなく、又原則がそこで成

立つて行くという点で、当分の間原案をいたしましては、当分の間連合体を認めて交渉することができるといふ建前をとつております。併し若しこれが都道府県の負担でなく、地方自治が徹底して、仮に全部市町村が負担するということになつて参りましたならば、これは又別の話になつて来るかと存じます。そういう意味で連合体を作ることとは、趣旨として原則的にも、又現実の問題にも当て嵌つた丁度いい解決法ではないかと私どもとしては考えております。

○相馬助治君 私は今の説明が、一応の話の筋としては通つておりますが、し、よくその内容はわかるのですが、二つの点から反対なんです。なぜと申しますと、教育の費用が全部町村に委ねられた場合には話が別だ、こうおつしやつておりますが、私が問題にしたいのはこれなんです。先ずこれを基本的な面から眺めて見ますと、今の日本の教育を真に差達させるためには、せめて義務教育費ぐらひは、これは国で見てもやらなければいけない、国で全額見てやるのができなかつたからこそ、前の国会においていわゆる義務教育費半額国庫負担法というものができて、半分は国、半分は県で支弁されていたのでございまして、それが一部の考え方によつて教育費は全部市町村費で賄われるのはいかぬ、地方税も又その趣旨に副つて直されて来ていることは、お互ひがよく知るところなのであります。現に現われている市町村に将来委ねられるのはいいのだ、委ねられるほうがいいのだという立場をとつてこう

いう法律案を作っているというその気持が、私にはどうしても了解できない。それについて改めて基本的な問題として、これは大臣がいれば大臣にお尋ねしたいところなんです、あなたに一つお尋ねして置きたいと思ひます。

第二点は、市町村の費用によつて賄われるからして、市町村を相手にして交渉する面が多いから、そこには教員組合の団体の組織を認めると、こうおつしやつておりますが、それは文部省のほうの言としては全然受取れない、今の日本の国、そこにあるところの教育の体系を考へて御覽なさい。給與の面も任用の面も、免許の面も、その他の懲戒の面も、修練の問題も、全部これは国としてきまり、そうしてそれが実行に移されておるのは府県の段階なのです。一体各村に教員組合ができて、何を交渉しますか。俸給未拂のときに早く金を拂つてくれ、十日では困るから三日に繰上げてくれ、そのくらの交渉しかこれはありはしない。従つて私は本当に教育の民主化を図るならば、そうして教育の振興を図るならば、あなたの考えを逆にして、府県に単位を認めて、単位組織を認めて置いて、そうして各町村に起きた或る特異な事態には、それを府県の組織を以て交渉すれば足りると、こう思うのであつて、今の考え方には首肯しがたいものがあります、再度一つ答弁を求めます。

○政府委員(關口隆克君) 御答弁申上げます。先ほど申上げました言葉がちよつと誤解を招いたようでありますから、この際申上げて置きます。若し方針が定まつて、二つして教育のことは

全部市町村のほうに移つて、そうして俸給等の経費負担の主体が移ることがあつた場合には、それは今の話は話が別になるのだと申上げたのであつて、そういうことは私どもは希望しておるのである、又文部省として希望しておるといふことを申上げたつもりはないのです。第一点についてはそれで御了承願ひたいと思ひます。

○相馬治君 積極的に希望しておるとは私も聞き取れない。そういうことをあなたがたのほうから言うことは、これは黙許の形です。事と次第によつてはそのときの心理的環境によつては、黙つておるといふことを承知の場合が日本人には多いのです。特に女性の場合には……(ノー)と云ふ者あり)今までは、今まではですよ。(笑聲)今までは。だから私はそういう具体的事情に鑑みて、文部省のあなたがたが市町村に教育財政を全部隷属させるというやうなことを反対しないならばおかしと思ひるので、それで聞いたのであつて、積極的に賛成しておるなとは私は思つていない。併し消極的賛成をしておると思つたからこそお尋ねしたのであつて、もうその問題についてはよろしいです。(笑聲)

○委員(堀越儀郎君) もうよろしいですか。

○相馬治君 第二点がある。逆にしろ、組織を。

○政府委員(關口隆克君) 市町村と交渉すべき内容は極く稀であつて、主たる交渉内容は都道府県にあるではないか、従つて逆さまに組合の作り方を、原案を逆にしたらいではないかといふやうに伺ひましたが、市町村と交渉すべき内容もあるといふことはお

認め願へておると思ひます。なお市町村にでき上つた単位団体が、それが連合して都道府県と交渉することでは絶対にいふ交渉と言ひますか、意味のないことになつてしまふ、よい交渉はできない。意味のないことになつてしまふといふことについては、私どもどうもよくわからないのであります。連合体では十分交渉ができる内容もあるし、実効が著るのではないかといふやうに思ひます。

それからもう一つ、これも率直に申上げますが、若し都道府県の直接加入の職員団体といふものを作るといふ場合を仮定いたしますと、登録について審査という手續が必要になつて来るかと思ひます。若し仮にこれ府県、一万人とか、二万人とかいふたくさん先生の先生がおられる所があつて、たくさんさんの申込者があつた場合、その審査の事務量といふやうなことは相当のものになつて来るのではないかと、都道府県の審査委員会のほうで審査して行くといふやうなことになるかと、相当の事務量になつて来るのではないかと、なか／＼簡単に登録の手續が終了できないのではないかと、いふやうなことを考えられる。若しこれが市町村にできますといふと、市町村ですれば、五大都市のやうな大きな所もあり、が、大体のところはさう大勢ではございませぬし、手續はどんな／＼進行して行く、思つたほどこの連合体の登録手續といふものは手間取らないで、場合によつては却つて直接の都道府県単一団体のほうが、さういふ登録確認の審査の手續については却つて時間がかかるのではないかと、この際一刻も早く都道府県の連合体を作るといふことによつ

て、一つの経過的な、御心配といふものは案外ないのか知らんと私どもは想像、考へてもありますが、この点はちよつと余計な附け加へかも知れませんが、一言申上げて置きます。

○相馬治君 事実問題の把握がまるつきり違ふものですから、この問題は文部委員会の同僚議員をして意見を述べさせることにいたします。私がこの問題をあなたにさつきからしつこく尋ねた理由は、本法によると教員組合を作るためには先ず町村において教員組合を作るといふことが強制されるといふことになる、作るためには、さういふ意味で重大関心がありますために質問したのでありますが、文部委員会の同僚の議員をして再度質問させることにして、私は以上を以て私の質問を打ち切ります。

○竹中七郎君 私は二、三お尋ねしたいと思ひます。第一のこの第二十五條の五の問題でございしますが、これによりますと、「当分の間、国立学校の教育公務員の給與の種類及びその額を基準として定める」といふことになり、ますといふと、この教職員のかた／＼の給料は上るのでございしますがどうかという問題、いわゆる職階性ができまうと上つて参るのではないかと我々は考へてゐる。然る場合におきまして、一般平衡交付金は二十六年度の政府の予算におきまして千億といふことになつております。その範圍においてこの教職員の給料その他が出ますと、不足が出て来る、その場合におきましてはその問題、どういふ關係で予算のほうをお取りになるか、それはさういふことではないと、さういふやうにお考へになり

ますか、その点をお伺ひしたい。といふことはこの一千四億、これは教職員のかたにちよつと恐縮であります、アップになつておりますが、教職員のかたにおきましては年限の關係その他におきまして千五百円から二千円になつております。さういふところは一般地方公務員の特殊性から出ておるとは存じますが、この点について予算上の措置、それから今の問題の上らないか、或いはさういふ關係を明確に一つ御答弁願ひたい。それから順次……

○政府委員(關口隆克君) 二十五條の五項について御質問がございましたが、国立学校の教育職員一般につきまして、現在人事院が一般職の職員の給與に關する法律によつて研究いたしまして、その結果を国会、内閣に報告するといふ建前は御承知の通りでございます。なお公立学校の教職員の給與については、財源額について御承知のやうにいろいろ問題もございします。そして地方公務員の給與体系が確立することと並行して、この国家公務員であるところの教職員の給與の基準といふものも作らなくてはならないといふやうに努力中でございます。その結果総額として金額が上がるかどうかという点についてはまだ確たる結論に到達していません。はつきり申上げることが現在で

きない状態でございます。若し高くなつた場合にそれではどうするかという点が御承知のやうに地方財政に対する平衡交付金の問題、基準財政需要額の算定の問題に問題が移つて行くといふやうに心得ております、現在のところではまだどういふやうになるか、総額とし

○竹中七郎君　今の問題で実は非常に先生連中が困るのは、若しも公吏になりますという之恩給その他が打切られちゃう、そうしてその間五年なりやつて、今度は課長に出て来るというとかういふのは気の毒な立場になります、この点は文部省としてはもう少しお考えになつて頂きたいと思うのであります。この法案におきましてはこの

すが、我々は町村組合がありそれから
県の連合会ができて、多少しも差支
えない、さように考えますので、この
点は相馬さんの御意見とは違う、こ
ういうことだけは申上げて置きます。
これで終ります。

○岩木哲夫 君 私新まいでわからんの
で、今飛び入りで見当が付かないので
すが、或いは重複したら御勘弁願いた
す。

市町村であるが、そういう職員、経済的な問題については都道府県であるから、都道府県に連合会をこさえるということと交渉する途も開けておる。併し設立は、設立しておる当該公共団体ごとに設立するのが妥当であるというように疑問があるのですが、給與と待遇改善とかいった問題以外の要素を以て職員団体が結成される場合に

的又は厚生の活動についても交渉はできるのではなからうかというふうに解釈しております。従つて総合しまして当面の交渉相手は自分の所屬しておる、その職員であるという事柄の発生する、即ち身分の所屬しておる当該の公共団体と交渉するのだと解しております。

う、「設置する学校の」と、こういうこととを殊更附加えて謳つたということでは、どうもそこに私は疑義があると思ふのですが如何でしょうか。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。私どもはそういうふうに解釈をし、そういうふうであると了解してござりました。

